



平成 22 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ク マ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 手 島 肇  
(コード番号 6013 東証一部・大証一部)  
問 合 せ 先 経 理 部 長 泉 雅 彦  
電 話 番 号 0 6 - 6 4 8 3 - 2 6 1 0

## 公正取引委員会からの課徴金の納付を命ずる審判審決に関するお知らせ

当社は、平成19年3月30日付「公正取引委員会からの課徴金納付命令に関するお知らせ」において公表しております課徴金納付命令につきまして、審判が行われておりましたが、平成22年11月10日付で公正取引委員会より課徴金の納付を命ずる審判審決を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 課徴金の納付を命ずる審判審決を受けるに至った経緯

当社を含む5社は、平成19年3月23日付で、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）附則第2条の規定により、改正前の私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（以下「改正前独占禁止法」という）第48条の2第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を受けました。

当社は、当該課徴金納付命令に対し、これを不服として公正取引委員会に審判手続の開始を請求し、改正前独占禁止法第49条第3項の規定により、平成19年5月21日に審判手続が開始されておりましたが、平成22年11月10日、公正取引委員会から課徴金の納付を命ずる審判審決を受けました。

なお、当社の今後の対応につきましては、審判審決の内容を慎重に検討したうえで決定いたします。

#### 2. 当社に対する課徴金の納付を命ずる審判審決の内容

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 課徴金の納付を命ずる審判審決の表示 | 平成19年（判）第7号 |
| 納付すべき課徴金の額        | 47億265万円    |
| 納期限               | 平成23年1月11日  |

#### 3. 今後の見通し

当該課徴金につきましては、過年度において訴訟損失引当金繰入額として計上済みであり、業績に与える影響は軽微であります。

以上